

(案 1)

令和 8 年度四国一周サイクリング推進事業の委託に係る
企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体で組織する愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）が実施する令和 8 年度四国一周サイクリング推進事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本事業は、愛媛県の負担金を活用して実施する事業であり、愛媛県の令和 8 年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や実施を取り止める可能性があるので留意すること。

1 事業目的

世界に通用するサイクリングアイランド四国を実現するため、四国一周サイクリングの情報発信力を強化するとともに、愛媛県を四国一周サイクリングの発着点として定着させるための取り組みを実施することで、更なる四国一周サイクリングの認知度向上を図る。

2 事業概要

- (1) 名 称 令和 8 年度四国一周サイクリング推進事業
- (2) 内 容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期 間 契約の日から令和 9 年 3 月末まで
- (4) 予算額 金 23, 092, 000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

3 企画提案の参加資格

提案者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事務所(本社、支社、営業所等)を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること(もしくは、企画提案書提出時までに登録が予定されていること)
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (4) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申立て及び破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が(1)から(6)、構成員は(2)から(6)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

4 参加申し込み

提案者は、別添「企画提案型プロポーザル参加表明書(別紙①-1)」により、令和 8 年 3 月 3

日(火)15時まで(必着)に「14 問い合わせ・連絡先」あて電子メール又は FAX で提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載した参加表明書(別紙①-2)、誓約書(別紙④)、委任事項(別紙④-1)及び協定書(別紙④-2記入例)を提出すること。

また、資格要件を満たさない提案者に対しては、電子メール又は FAX にて通知する。

5 企画提案書

(1) 提出書類

① 形式：原則として A4 判縦、横書き、左綴じ(着色・両面印刷可)

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

② 内容：30 ページ以内(片面を1ページとし、表紙を除く)

【内訳】

- | | |
|------------------------------|------------|
| ・概要(全体構成、PR ポイント等)..... | 2 ページ以内 |
| ・四国一周プロモーション活動の実施 | } 22 ページ以内 |
| ・四国一周ホームページ・SNS の管理・運営 | |
| ・県・協会事業との連携・協力 | |
| ・サイクリングアイランド四国推進協議会事業との連携・協力 | |
| ・その他の取組み(※他に提示できる内容がある場合に作成) | |
| ・スケジュール..... | 2 ページ以内 |
| ・収支計画書(又は経費見積書)..... | 2 ページ以内 |
| ・事業実施体制..... | 2 ページ以内 |

③その他必要書類

・事業者概要(設立年月日、資本金、従業員数等)

※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと

・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を5件以内)

(別紙⑤)

※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

④備考

・提案書の表紙には、宛名「愛媛県自転車新文化推進協会会長」、タイトル「令和8年度四国一周サイクリング推進事業企画提案書」、提出年月日、会社名(正本のみ押印)を記載すること。

・1企業(共同企業体)につき各1提案。

・質問がある場合は、別添「企画提案型プロポーザル質問票(別紙②)」により、令和8年3月17日(火)15時まで(必着)に「14 問い合わせ・連絡先」あて電子メール又は FAX で提出すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社に電子メール又は FAX で通知することとする。なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けな

い。

(2) 提出部数

企画提案書 10 部(うち正本 1 部)

(3) 提出期限及び提出先

提出日 令和 8 年 3 月 17 日(火)15 時まで(必着)に提出。

提出先 「14 問い合わせ先・連絡先」まで持参するか、郵送とする。

6 審査

審査は企画提案書を基に、審査会を設置し、次による審査を行う。

企画提案書を基に、書面審査又は企画提案書提出事業者によるプレゼンテーションを行い、審査会において審査する。ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、3～5 案程度の選定を行う。

なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案書提出事業者に対し、事前に連絡する。

7 プレゼンテーションを実施する場合

(1) 実施日 : 令和 8 年 3 月中下旬 ※別途、日時を通知します。

(2) 場 所 : 愛媛県庁周辺会議室又はオンライン

(3) 持ち時間 : 30 分(説明 15 分・質疑応答 15 分)

※提出された企画提案書は事前に審査委員に配布するため、要点を説明すること。

(4) 順 番 : 上記 4「参加表明書」の受付順とする。

(5) その他 : プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、協会が準備するプロジェクターを使用することができる。なお、上記(1)～(3)の内容については、変更する場合がある。

8 企画提案に必要な視点

(1) 発信性

インパクトのあるプロモーションが実施できる提案

(2) 訴求性

本県発着の四国一周サイクリングの定着に向けた話題性、ストーリー性のある提案

(3) 連携性

県の事業や四国 4 県、民間企業等との連携により内容の充実を図る提案

(4) 効果性

最大の効果が得られるよう、ベストなタイミング・組み合わせで業務を展開する提案

(5) 継続性

成果の把握、検証を通じて、今後の展開につながる提案

(6) 業務遂行の安定性

提案内容を着実に実施するための体制が構築された提案

9 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、企画提案書提出事業者に対し、文書で通知する。

ただし、順位や採点結果等、審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

10 スケジュール

3月3日（火） 参加表明書・質問票提出締切

3月17日（火） 企画提案書提出締切

3月中下旬 審査会

3月下旬 委託候補事業者決定

11 事業実施上の条件

- (1) 事業の実施にあたっては、協会及び協会が委託する別事業の受託者等との連携を十分に図ること。
- (2) 委託期間において、必要に応じて協会との事業打ち合わせを行い、事業全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12 その他

- (1) 提案書作成、これに係る付帯作業及び経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別添「企画提案型プロポーザル参加辞退届（単独参加の場合別紙③－1、共同企業体参加の場合別紙③－2）」により、「14 問い合わせ・連絡先」あて電子メール又はFAXで提出すること。
- (5) 本事業は、愛媛県議会令和8年2月定例会において、令和8年度当初予算が成立することを前提として実施するものであり、予算不成立の場合は、契約手続きを中止し、契約は締結しない。

13 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補事業者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協会と委託候補事業者の双方が合意に至った場合に、委託候補事業者から見積書を徴し、協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

委託候補事業者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を委託候補事業者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準
じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定により取り扱
う。

14 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県自転車新文化推進協会事務局

(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課

サイクルツーリズム推進グループ)

TEL 089-912-2234

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

ito-ayano@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加の上、期間内に送付するこ
と。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行うこと。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載すること。